

工賃向上に関する取組みについて

工賃向上に関する取組みの経緯

- 平成19年2月 『成長力底上げ戦略(基本構想)』(閣議決定)
 - ◆障害者の一般雇用に向けた就労支援
 - ◆福祉的就労の底上げ
- 平成19年7月 『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』
 - ◆各都道府県における「工賃倍増5か年計画」の作成
 - ⇒神奈川県では「かながわ工賃アップ推進プラン」を作成
 - ◆事業所における「工賃引上げ計画」の作成(任意)
- 平成24年4月 『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』
 - ◆各都道府県における「工賃向上計画」の作成
 - ⇒神奈川県では「かながわ工賃アップ推進プラン(第2期)」を作成
 - ◆事業所における「工賃向上計画」の作成(必須)
- 平成27年3月 『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』一部改正
 - ⇒平成27年度以降も取組みを継続

工賃向上に関する取組みの目的・必要性

- 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要
- 一般就労が困難な方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するよう支援していくことが必要
- 働く意欲のある障害者が能力と適性に応じた働き方ができるよう福祉的就労の底上げが必要

官民一体となり取組みを推進していくことが重要

「かながわ障害者計画」における位置づけ

働くための支援

働く意欲のある障害者が、その適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労ができるよう支援するとともに、就労継続支援B型事業等の工賃の水準が向上するような総合的な支援等を通じて、一般の企業等への就職が難しい障害者の福祉的就労の底上げを促進します。

【分野別施策の基本的方向】

- ①障害者雇用の促進
- ②総合的な就労支援
- ③障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- ④福祉的就労の底上げ**
- ⑤経済的自立の支援等

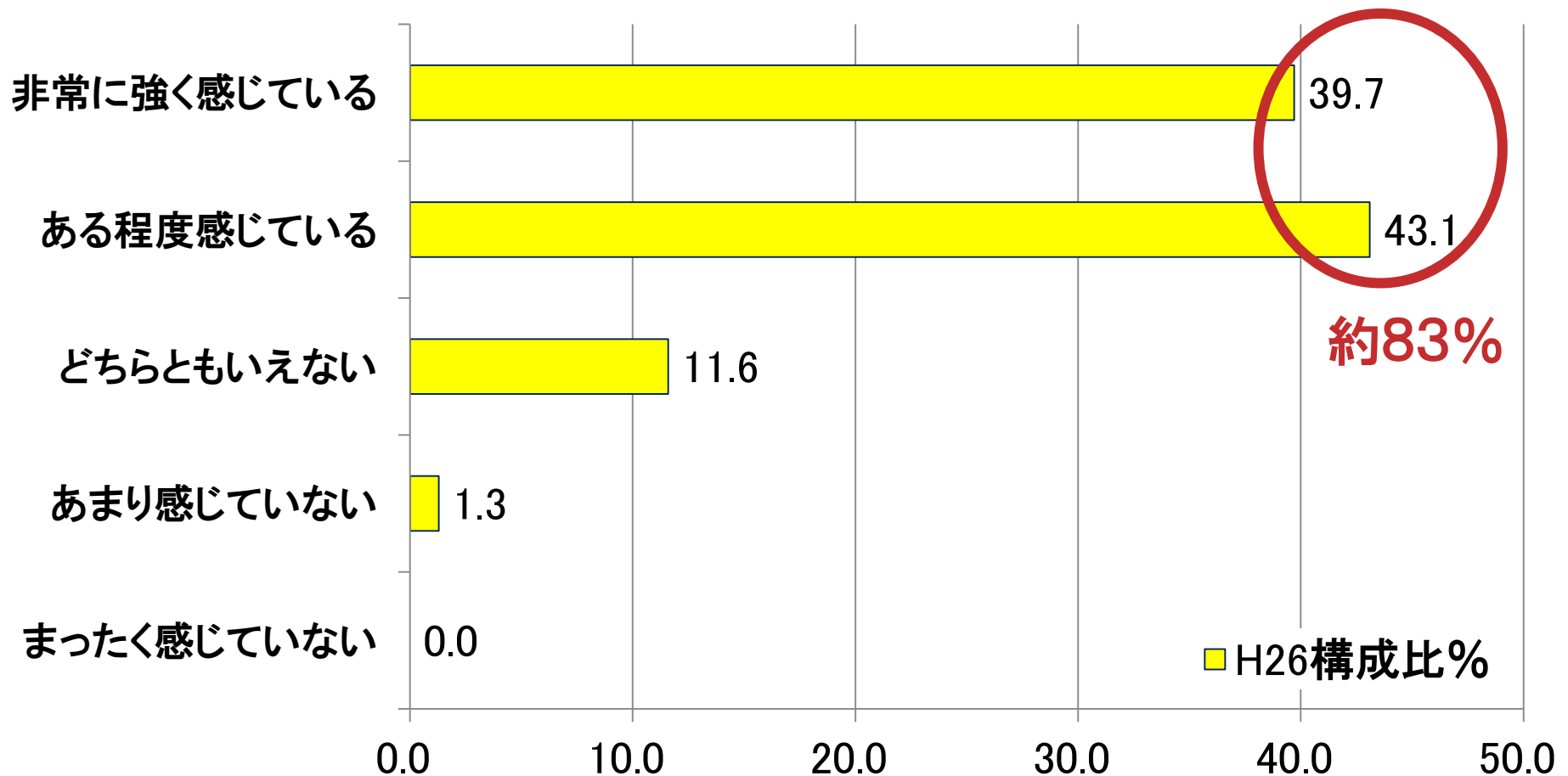
神奈川県内の就労継続支援B型事業所における 工賃向上に関する取組みへの課題①

＊「工賃向上計画」に係るアンケート調査＊

- 対象事業所数:373事業所(平成27年1月1日現在)
- 調査期間:平成27年1月19日～平成27年2月20日
- 有効回答数:232事業所(有効回答率62.2%)
- 調査結果:「工賃向上計画に係るアンケート調査結果報告書(平成27年3月神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課)」を取りまとめ、障害福祉情報サービスかながわに掲載しています。

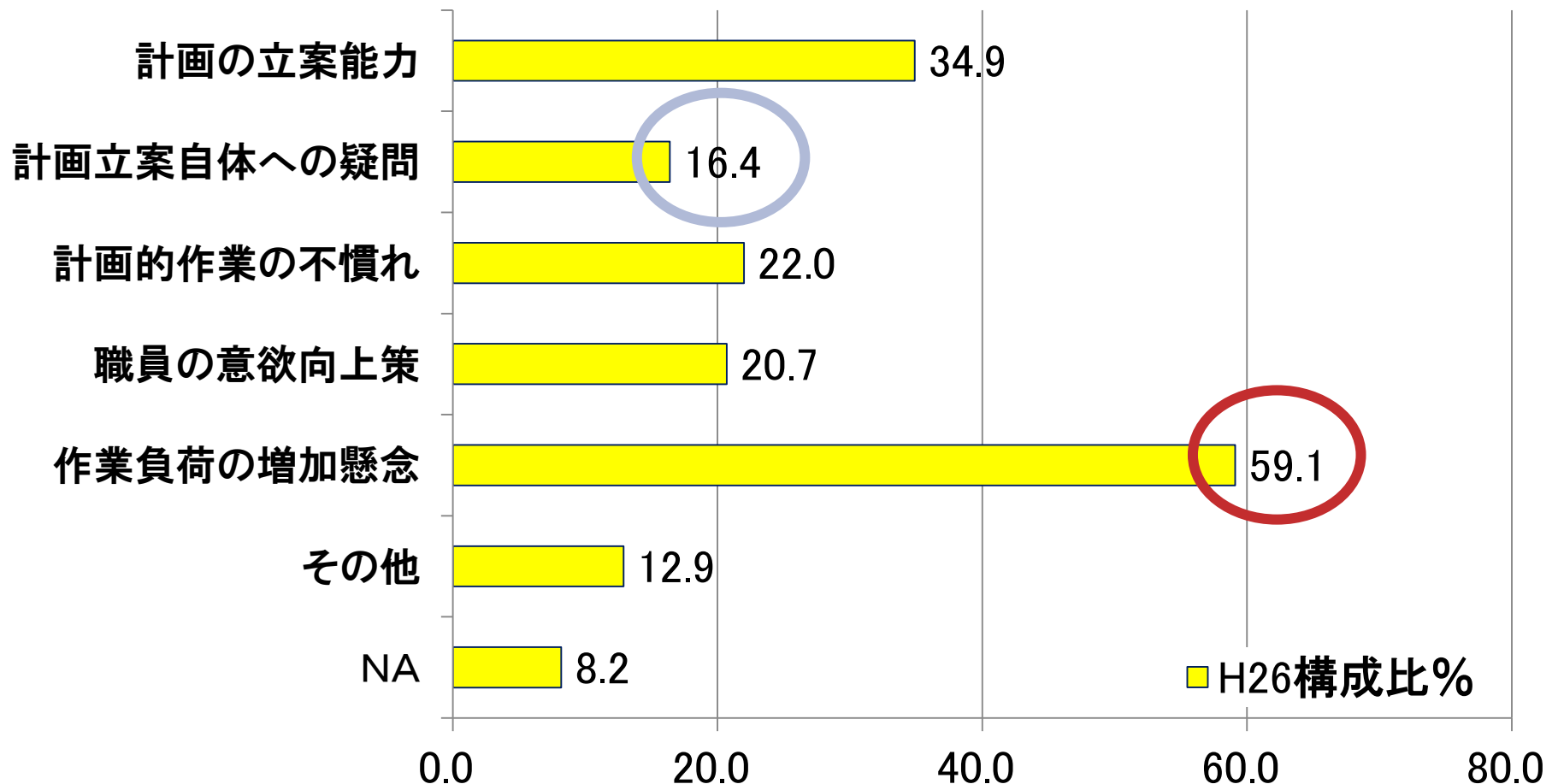
神奈川県内の就労継続支援B型事業所における 工賃向上に関する取組みへの課題②

工賃向上の必要性



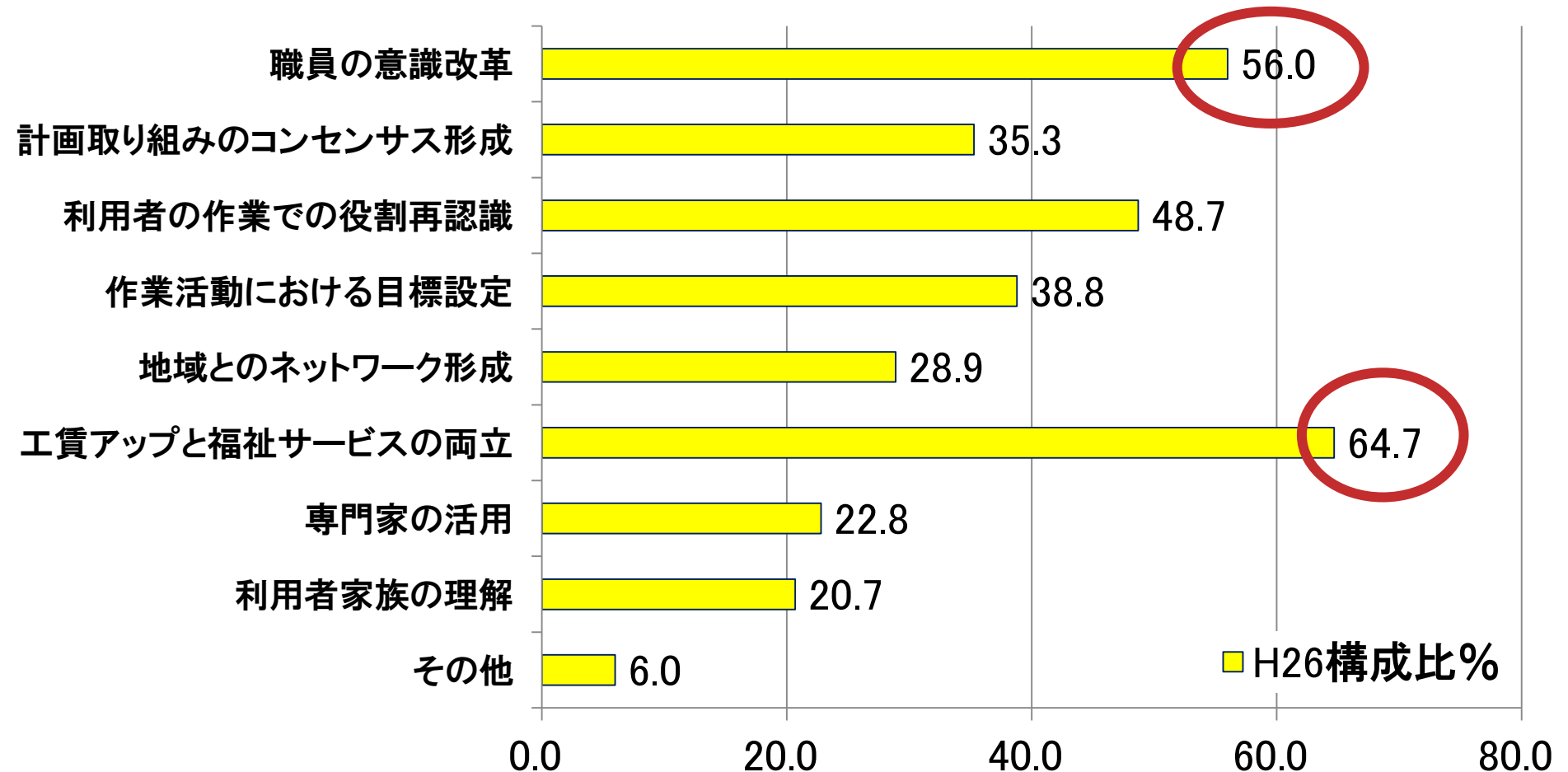
神奈川県内の就労継続支援B型事業所における 工賃向上に関する取組みへの課題③

工賃向上計画の立案や実行の妨げ(複数回答)

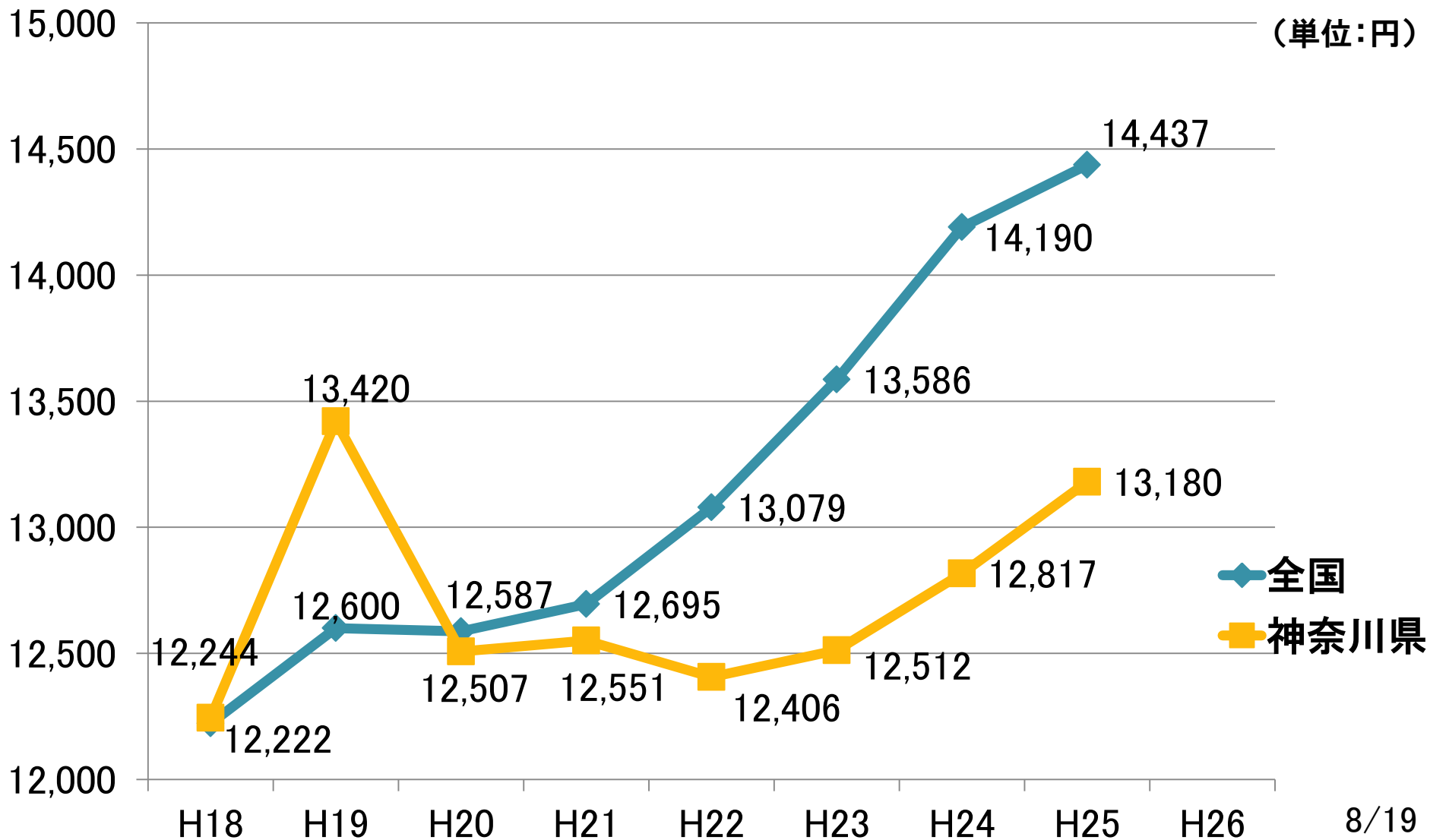


神奈川県内の就労継続支援B型事業所における 工賃向上に関する取組みへの課題④

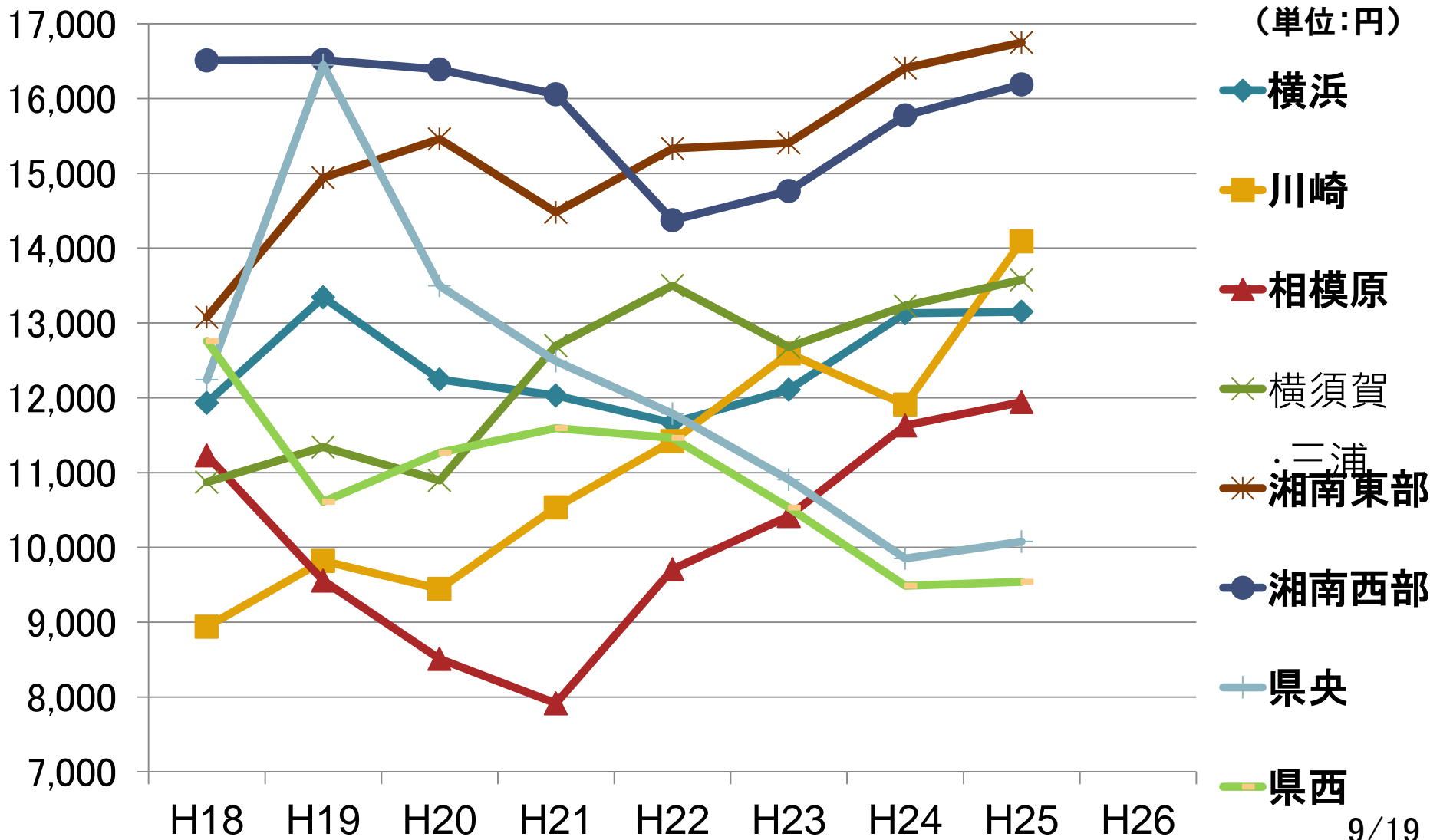
工賃向上計画の取組みに必要な環境整備(複数回答)



神奈川県就労継続支援B型における平均工賃の現状【月額】①（全体）



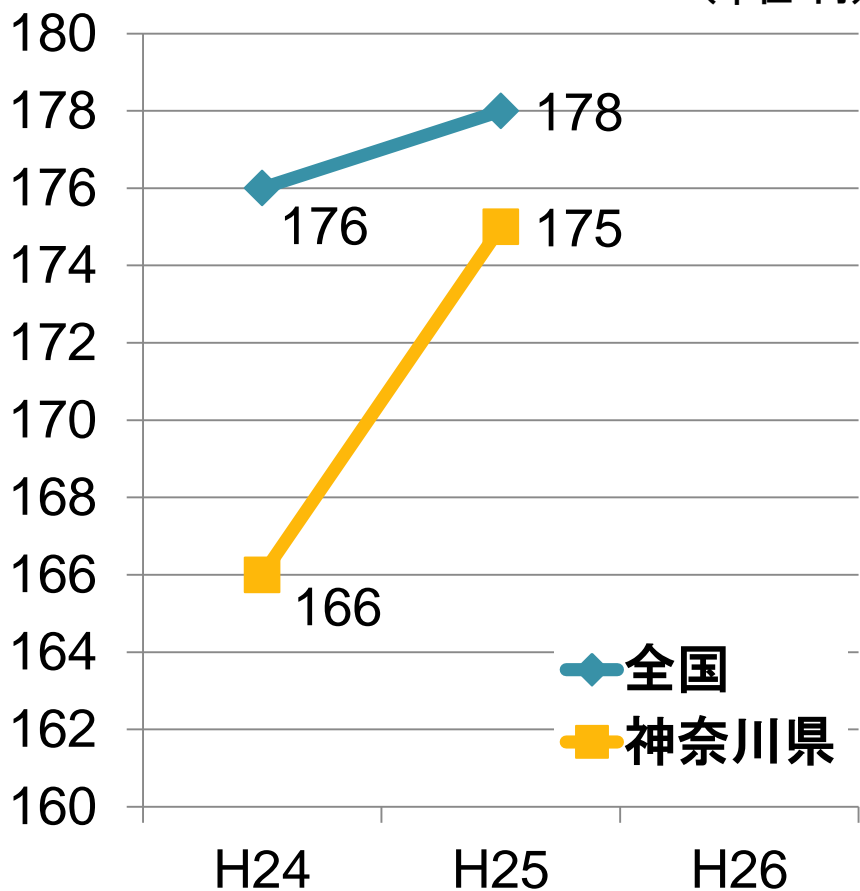
神奈川県就労継続支援B型における平均工賃の現状【月額】②(圏域別)



神奈川県就労継続支援B型における平均工賃の現状【時間額】(全体・圏域別)

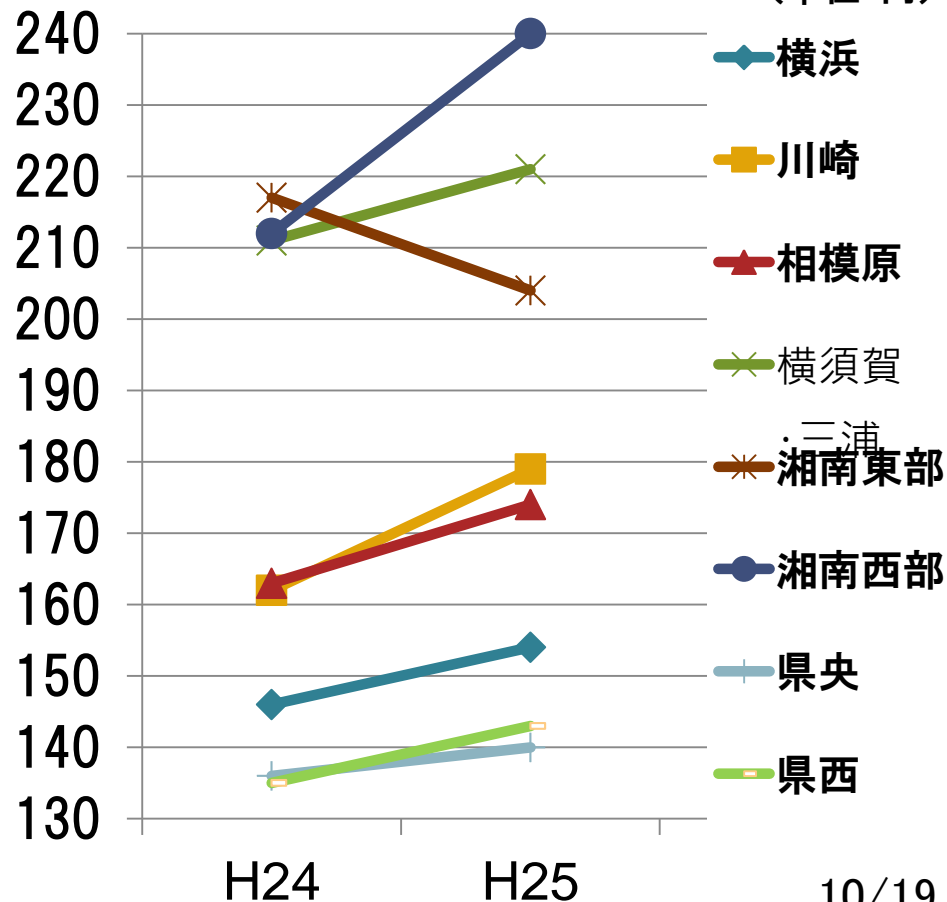
全体

(単位:円)



圏域別

(単位:円)



「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」 一部改正による工賃向上計画の作成について

都道府県

「かながわ工賃アップ推進プラン」
改定作業中

- 計画期間：
3カ年（H27～29）
- 計画に盛り込む事項
 - (1)各年度の目標工賃
 - (2)各年度に取り組む具体的な方策
 - (3)その他の事項

就労継続支援B型

H27.4.1までに指定を受けたすべての事業所は、H27.5末まで作成が必要

- 計画期間：
事業所の実情に応じて設定
- 計画に盛り込む事項
 - (1)各年度の目標工賃
 - (2)各年度に取り組む具体的な方策
 - (3)その他の事項

かながわ工賃アップ推進プラン(第2期)①

- 計画期間:平成24年度~26年度(第2期)
- 対象事業所:就労継続支援B型事業所

※工賃向上計画を作成し、積極的に工賃向上計画に取り組んでいる次の事業所も事業の対象とする。

就労継続支援A型事業所
生活介護事業所
地域活動支援センター

- 目標工賃:

	H24	H25	H26
月額	11,380円	12,050円	12,820円
時間額	222円	234円	249円

かながわ工賃アップ推進プラン(第2期)②

□ 取組み内容(概要)

(1)対象事業所への支援の取組み

ア 事業所の工賃向上計画作成支援

イ 企業的経営手法の導入

ウ 技術力の向上

(2)企業等から対象事業所への発注を促す取組み

(3)行政から対象事業所への発注を促す取組み

(4)共同化の推進

【参考資料】平成27年度指定障害福祉サービス等報酬改定に係る事業者等説明会資料(抜粋)(P.15～17)

*** 事業所における工賃向上計画の作成関係**

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」改正①

対象事業所

就労継続支援B型事業所（特別な事業がない限りすべての事業所）

計画の作成時期

平成27年5月末まで（H27.5.1以降に指定を受ける事業所はこの限りではない。）

計画の対象期間

事業所の実情等を踏まえて対象期間を設定

計画に盛り込む事項

- (1) 平成29年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額）
- (2) 平成29年度までの各年度に取り組む具体的方策
- (3) その他の事項

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」改正②

目標工賃の設定において勘案する事項

- (1) 各事業所の平成26年度平均工賃実績
- (2) 神奈川県の最低賃金（時給額887円（H26.10.1改正））
- (3) 神奈川県の平均工賃実績※

※ 直近の実績：平成25年度（月額13,180円・時間額175円）

- (4) 神奈川県の目標工賃※

※ 本県の工賃向上計画である「かながわ工賃アップ推進プラン」については、今後改定いたしますので、各事業所における工賃向上計画の見直しの際の参考としてください。

各事業所における「工賃向上計画」の作成の確認

- 各事業所における「工賃向上計画」の作成の有無等については、毎年度実施している「工賃実績調査」に項目を加え、確認する予定です。

「かながわ工賃アップ推進プラン」改定に係る協力のお願い

- 本県の工賃向上計画である「かながわ工賃アップ推進プラン」の改正に係る目標工賃の設定にあたり、
 - (1) 平成26年度県平均工賃実績(月額及び時間額)
 - (2) 各事業所が設定した平成27年度から平成29年度までの各年度の目標工賃(月額又は時間額)を参考とするため、平成27年4月中旬に実施予定の「平成26年度工賃実績調査」にあわせて調査を行いますので、御協力をお願いいたします。

工賃向上計画の参考様式

- 特定非営利活動法人神奈川セルフセンターが作成した、工賃向上計画の参考様式を、県共同受注窓口「はたらき隊かながわ」専用ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

工賃向上計画に関する国の動向について

(全国厚生労働関係部局長会議資料(H27.2.24))

平成27年度以降の工賃向上計画について

工賃倍増5か年計画（平成19～23年度）

- 成長力底上げ戦略(平成19年2月)に基づく「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の一環として実施。
- 全ての都道府県で「工賃倍増5か年計画」を作成し、官民一体となって取り組むことにより、5年間で平均工賃の倍増を目指すもの。
- 各事業所における計画の作成は任意。
- 平均工賃は、5年間で14.8%増であり、倍増には至らず(平成18年度:11,830円 ⇒ 平成23年度:13,586円)。

工賃向上計画（平成24～26年度）

- 工賃倍増5か年計画における課題を踏まえ、全ての事業所において「工賃向上計画」を作成し、PDCAサイクルにより工賃向上に取り組むこととした。
- 市町村レベル及び地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であることから、市町村においても事業所の取組を積極的に支援するよう明記。
- 平成25年度の平均工賃は14,437円(各事業所が掲げた平成26年度の平均工賃の目標値は15,773円)。

平成27年度以降も引き続き工賃向上計画を策定し、就労継続支援B型事業所等における工賃向上に取り組む

平成27年度以降の工賃向上計画

- 平成27年度から平成29年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
 - ※ 平成30年度以降についても、3か年を1サイクルとした計画を策定することにより、継続的な取組を実施。
- 現行の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正(3月上旬に通知)。

【参考】平成27年度の主な制度の変更点 (主に就労継続支援B型関係)

- 平成27年度報酬改定に係る個別サービスの主な改定事項
(就労継続支援B型)
 - ・目標工賃達成加算の見直し(区分・算定要件の見直し)
 - ・目標工賃達成指導員配置加算の見直し(算定要件の見直し)
 - ・施設外就労の算定要件の見直し
 - ⇒施設外就労1ユニットあたりの最低定員の変更(3名以上⇒1名以上)
- 在宅において就労系サービスを利用する場合の取扱い
 - ⇒就労継続支援(A型・B型)に加え、就労移行支援においても可能となった。(通所利用が困難であり、在宅による利用がやむを得ないと市町村が判断し、一定の要件を満たす場合)
- 就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの取扱い
 - ⇒経過措置が廃止となり、原則どおり、移行支援事業所のアセスメントを要する。



ご清聴ありがとうございました。